

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			
備 一 第 1 4 号			
令 和 4 年 5 月 1 6 日			

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令の制定
について

この度、青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令（令和4年5月青森県警察本部訓令第18号）を別添のとおり制定した。

制定の理由及び内容は次のとおりであるので、所属職員に周知徹底し、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第170号）の施行に伴い、所要の整備を行うために制定するものである。

2 主な内容

- (1) 書面に電磁的記録を含むものとした。
- (2) 受領書（別記様式第10号）について、受領者の署名を得るとしていたところ記名を得るものとした。

3 書面手続の見直し

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）の規定による以下の手続について、書面の交付に代えて、電磁的記録により行うことを可能とした。

特定秘密の指定の通知（第7条）

特定秘密の指定の有効期間の延長に伴う通知（第9条）

特定秘密の指定の有効期間の満了に伴う通知（第11条）

特定秘密の指定の解除に伴う通知（第12条）

緊急事態に際して特定秘密文書等を廃棄した場合の警察庁への報告（第32条）

公益上の必要による特定秘密の提供に際しての警察庁に対する承認の申請（第36条）

適性評価に際して作成される候補者名簿に係る通知（第41条）

適性評価の結果等の通知（第42条）

4 施行日

令和4年5月16日

本件担当：警備第一課警備部企画係

青森県警察本部訓令第18号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月16日

青森県警察本部長 櫻井美香

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令の一部を改正する訓令

青森県警察における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年2月青森県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

附 則

この訓令は、令和4年5月16日から施行する。

改正後	改正前
<p>(職員の範囲の制限) 第4条 [略] 2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、<u>書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第7条第2項、第8条第2項、第9条第1項後段及び第2項後段、第11条第3項後段及び第4項後段並びに第12条第2項後段及び第3項後段を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。</u></p>	<p>(職員の範囲の制限) 第4条 [同左] 2 特定秘密管理者は、前項の特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を、<u>書面に記載し、又は電磁的に記録しておくものとする。</u></p>
<p>(通知の方法) 第7条 [略] 2 前項の<u>通知を書面により行う場合には、当該通知は、当該特定秘密である情報を取り扱う者に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。</u></p>	<p>(通知の方法) 第7条 [同左] 2 前項の通知は、当該特定秘密の取扱いの業務を行う職員に<u>同項の書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。</u></p>
<p>(周知の方法) 第8条 法第5条第2項の通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第2号の<u>書面</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。 2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に<u>当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。</u></p>	<p>(周知の方法) 第8条 法第5条第2項の通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第2号の<u>書面（電磁的記録を含む。）</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前条の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。 2 前項の周知を書面により行う場合には、当該周知は、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に<u>同項の書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。</u></p>
<p>(指定の有効期間の延長に伴う措置) 第9条 令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、警察本部長が別記様式第3号の書面により行うものとする。この場合において、<u>第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。</u> 2 令第8条第1号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、別記様式第4号の<u>書面</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、<u>第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。</u></p>	<p>(指定の有効期間の延長に伴う措置) 第9条 令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、警察本部長が別記様式第3号の書面により行うものとする。<u>第7条第2項の規定は、この場合に準用する。</u> 2 令第8条第1号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は、別記様式第4号の<u>書面（電磁的記録を含む。）</u>により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。<u>第8条第2項の規定は、この場合に準用する。</u></p>
<p>(指定の有効期間の満了に伴う措置) 第11条 令第12条第1項第2号イに規定する<u>指定有効期間満了表示</u>は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 〔(1)～(3) 略〕 2 [略] 3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が別記様式第5号の書面により行うものとする。<u>この場合において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。</u></p>	<p>(指定の有効期間の満了に伴う措置) 第11条 <u>指定有効期間満了表示</u>は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 〔(1)～(3) 同左〕 2 [同左] 3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、警察本部長が別記様式第5号の書面により行うものとする。<u>第7条第2項の規定は、この場合に準用する。</u></p>

4 令第7条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第6号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第12条 前条第1項及び第2項の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が別記様式第7号の書面により行うものとする。この場合において、第7条第2項の規定は、当該通知を書面により行う場合について準用する。

3 令第10条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第8号の書面により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。この場合において、第8条第2項の規定は、当該周知を書面により行う場合について準用する。

（特定秘密文書等管理簿）

第18条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。次項及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第20条及び第29条第2項において同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

[3・4 略]

（交付の方法）

第23条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱い業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第3項において同じ。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第10号とする。

3 [略]

第35条 職員は、指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿（青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「公文書管理規程」という。）第17条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理規程第2条及び第12条に規定する行政文書及び行政文書ファイルをいう。）に相当するものであって、特定秘密である情報を記録するもの（以下この条及び第49条において「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従

4 令第7条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第6号の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

（指定の解除に伴う措置）

第12条 前条第1項及び第2項の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

2 指定の解除に伴う通知は、警察本部長が別記様式第7号の書面により行うものとする。第7条第2項の規定は、この場合に準用する。

3 令第10条第1項第2号の規定による通知があったときは、特定秘密管理者は別記様式第8号の書面（電磁的記録を含む。）により、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員（前項の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第8条第2項の規定は、この場合に準用する。

（特定秘密文書等管理簿）

第18条 特定秘密管理者は、特定秘密文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。以下この条及び次条において同じ。）、交付その他の取扱いの状況を管理するための簿冊（以下「特定秘密文書等管理簿」という。）を保全責任者ごとに備えるものとする。

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号（特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第20条及び第29条において同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

[3・4 同左]

（交付の方法）

第23条 特定秘密文書等を交付するときは、受領書又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条の規定により特定秘密の取扱い業務を行うことができることとされる者に限る。第27条、第31条及び第33条第3項において同じ。）から署名を得るなど交付の記録を残すものとする。

2 受領書の様式は、別記様式第10号とする。

3 [同左]

第35条 職員は、指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿（青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号。以下「公文書管理規程」という。）第17条第1項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理規程第2条及び第12条に規定する行政文書及び行政文書ファイルをいう。）に相当するものであって、特定秘密である情報を記録するもの（第2項及び第49条において「特定行政文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行

って行われていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

〔(1)・(2) 略〕

〔2・3 略〕

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合に該当し、特定秘密の提供を行うとき（当該特定秘密が同条第1項第1号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行うものとする。

2 〔略〕

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合を含む。）は、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1項及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 〔略〕

（候補者名簿等）

第41条 〔略〕

2 運用基準IV 3 (2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、別記様式第14号の書面により行うものとする。

（適性評価の結果等の通知）

第42条 運用基準IV 4 (3)イ、(4)ウ及び7 (2)アに規定する通知は、別記様式第15号の書面により行うものとする。

別表（第37条関係）

〔略〕
〔項を削る。〕
〔略〕

わられていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

〔(1)・(2) 同左〕

〔2・3 同左〕

第36条 特定秘密管理者は、法第10条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合として、特定秘密の提供を行うとき（当該特定秘密が同条第1項第1号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行うものとする。

2 〔同左〕

第37条 法第10条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により特定秘密の提供を受けた場合（同条第2項及び第3項の規定により同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合として提供を受けた場合を含む。）は、第4条、第6条、第7条、第9条第1項、第15条、第17条、第19条、第21条から第28条まで、第31条、第33条第2項から第4項まで並びに第34条第1項及び第2項に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2 〔同左〕

（候補者名簿等）

第41条 〔同左〕

2 運用基準IV 3 (2)イに規定する特定秘密管理者に対する通知は、別記様式第14号の書面を交付することにより行うものとする。

（適性評価の結果等の通知）

第42条 運用基準IV 4 (3)イ、(4)ウ及び7 (2)アに規定する通知は、別記様式第15号の書面を交付することにより行うものとする。

別表（第37条関係）

〔同左〕		
<u>第7条</u> <u>第2項</u>	特定秘密の取扱いの業務を行う職員	特定秘密を利用し、又は知る職員
〔同左〕		

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。